

# D Xに取り組む事例動画及び事例集の作成と発信業務委託 仕様書

## 1 業務名

D Xに取り組む事例動画及び事例集の作成と発信業務

## 2 契約期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

## 3 業務の目的

三重県では、県内外のD X（デジタルトランスフォーメーション）をけん引する専門家や企業と連携し、県民の皆さんや県内事業者、行政機関（市町・県）のD Xを推進するためのワンストップ相談窓口として、「みえD Xセンター」を運営しています。

昨年度は県民の皆さんのD Xに取り組む機運の醸成を図るためのセミナーを開催するとともに、相談者がどのようにD Xに取り組むべきかイメージできるように、D Xに取り組んでいる県内企業等を紹介する事例集を作成し、周知することで、D Xに取り組む第一歩を踏み出せるよう支援を行いました。

しかしながら、身近な取組事例や成功事例を知る機会が少ない、何から始めればいいのか分からない、身の回りにおけるデジタル化がまだまだ進んでいないという課題があり、D Xに対する関心は依然として低い状況にあります。

そのため今年度は、昨年度作成した事例集に三重県内における事例を新たに追加するとともに、県民の皆さんや県内事業者、行政機関（市町・県）がD Xを自分事としてとらえ、D Xの取組への第一歩を踏み出せるよう、身近なD Xの事例やみえD Xセンターの役割を分かりやすく紹介するための動画を作成し、普及啓発することで、D Xの取組への第一歩を強力に後押しすることを目的とします。

## 4 契約上限額

3, 416, 677円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### （1）動画の作成

#### ア D Xに取り組む事例動画

各主体のD Xに取り組む意欲を喚起するため、三重県内における身近なD Xの取り組み事例を、どのようなことに取り組んだらいいのか、何をしたらいいか見当がつかない人たちに分かりやすく伝えることで、D Xの取り組みへの第一歩を強力に後押しする動画の企画提案、撮影、編集等。

#### イ デジタルに不慣れな方に伝わる動画

デジタルに不慣れな方を取り残さないよう、デジタルの楽しさ、大切さを伝え、使ってみようと思うような動画の企画提案、撮影、編集等。

## ウ みえDXセンター紹介動画

みえDXセンターに相談することでどのような支援を受けることができるのか、みえDXアドバイザーのコメント等を交えながら分かりやすく紹介し、みえDXセンターの利用促進につながるような動画の企画提案、撮影、編集等。

## エ 対象

県民の皆さん、県内事業者、行政（市町・県）

## オ 想定している制作本数、動画再生時間

動画の種類	再生時間	作成数
① 上記ア、イ、ウに係る動画（本編）	10分程度	1本
② ①のダイジェスト版	3分程度	1本
③ ①のSNS等への投稿用	30秒程度	1本

※上記本数等を基本としますが、より効果のある案があれば積極的に提案してください。

・DXに取り組む事例動画は、三重県内の「県民」、「事業者」、「行政（市町・県）」に向けたものとし、それぞれの主体に向けた事例を1件以上（合計3件以上）取り上げてください。

また、現地を訪問して当事者へのインタビュー等による取材を行うとともに、イラストや図解、テロップ、ナレーション、BGM等を取り入れて取組のイメージがしやすいように作成してください。

なお、事例については県と協議のうえ、決定することとします。

・みえDXセンター紹介動画は、「相談の仕方」、「支援フローの説明」、「みえDXアドバイザーについて」、「みえDXパートナーについて」、「支援体制」等について、図解やナレーション等も用いて分かりやすく紹介するものとしてください。

また、みえDXアドバイザーへのインタビュー等による取材を行い、みえDXセンターやみえDXアドバイザー等が身近に感じられ、気軽に相談できると思えるものとしてください。

- ・撮影日数は5日間を想定しています。
- ・動画の解像度については三重県と協議のうえ決定することとします。
- ・動画の作成にあたっては、事前に絵コンテ等を用いた出来上がりイメージ等を三重県に提示し、三重県と協議のうえ動画の内容について正式に決定することとします。

## (2) 事例集の作成

(1) で取り上げた事例を用いて事例集を作成してください。

基本的なデザインや構成は昨年度に制作したものを踏襲することとしますが、イラスト等を用いて分かりやすく作成してください。

事例集はみえDXセンターホームページに掲載しますので、作成したものをpdfデータ等で納品してください。

### (3) 効果的な発信方法

(1)、(2) で作成した動画及び事例集を県民の皆さんや県内事業者、行政機関（市町・県）に強力に発信するための手法の企画提案、実施。

### (4) その他

ア 詳細については、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ、正式に決定することとします。

イ 本仕様書に記載のない事項でも、本業務目的を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案をしてください。

ウ 次の内容は委託費に含みます。

(ア) 資料・素材の収集

(イ) 肖像権や著作権に係る手続き

(ウ) 出演者・協力者・撮影地への交渉・許可

(エ) 撮影及び取材に係る一切の費用（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、出演料、許認可等の手続に要する費用等の負担）

(オ) 動画や事例集の編集に係る費用（映像や事例集の加工、編集、BGM等の音声・ナレーションの挿入、アニメーション・イラストの作成、修正等）

(カ) 動画や事例集の発信に係る費用一式

エ 作成した動画及び事例集は県ホームページへの掲載、X（旧 Twitter）、YouTube などの SNS（ソーシャルネットワークシステム）への投稿のほか、県が実施するセミナー等で使用します。

オ 動画の校正は2回以上、事例集の校正は3回以上実施することとします。

### 【参考】

「みえDXセンター」・「県内で取り組まれているDX事例紹介」

([https://www.pref.mie.lg.jp/DIDIGITAL/mie\\_dx\\_center.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/DIDIGITAL/mie_dx_center.htm))

「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/DIGITAL/HP/000270195.htm>)

「三重県 デジタル社会の未来像」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/DIGITAL/HP/mie-digital2050.htm>)

## 6 業務全般にかかる共通要件

(1) 受託者は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む。）を確保してください。

(2) 作業及び障害対応について十分な知識を有するものが責任ある立場で業務にあたってください。

- (3) 作業に従事する者は、県と十分な協力が図れる体制としてください。
- (4) 受託者は契約締結後、県と協議のうえ、実施内容、業務スケジュール、業務実施体制を含めた業務計画書を作成し、提出してください。
- (5) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合、県と協議し、承認を得ることとします。
- (6) 必要に応じて適宜打合せを実施し、報告及び作業内容の説明・協議を行うこととします。
- (7) 完成動画は、県が管理している SNS での公開としますが、より効果的な SNS の使用を提案する場合は、県と協議をすることとします。

## 7 納品物件

以下の納品物を令和 6 年 3 月 22 日（金）までに提出してください。

納品方法は電子媒体（CD や DVD、USB メモリ等）で 1 部納品してください。  
なお、電子媒体のファイル形式については、県と事前に協議を行い決定することとします。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 作成データ（MP4、AVI、FLV 等、二次加工できるデータ含む）
- (3) その他、本業務について作成したデータ等で県が指示するもの。

## 8 著作権

- (1) 本業務で作成した一切のデータ、素材、納品物件その他本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権（昭和 45 年法律第 48 号）法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとします。
- (2) (1) の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、県に譲渡するものとします。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、県が成果品を自ら利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとします。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、県が成果品を利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとします。
- (5) 県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとします。

- (6) 受託者は、(1)の規定に基づき県に著作権を譲渡した著作物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとします。
- (7) 受託者は、(2)の規定に基づき県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとします。
- (8) (6)及び(7)に規定する著作人格権の不行使は、県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとします。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は委託費用に含みます。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとします。

## 9 その他留意事項

- (1) 必要に応じて適宜打合せを実施して校正等をするるとともに、報告及び作業内容の説明・協議を行うこととします。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と協議のうえ決定することとします。
- (3) 当該委託業務にかかるすべての経費は、受託者がすべて負担することとします。
- (4) 故意・過失を問わず、成果品の中に受託者のミスによる不良品がある場合、修正を行ってください。ただし、修正に伴う経費について、一切県は負担しません。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ①断固として不当介入を受けたときは、拒否すること。
  - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③契約事務担当所属に報告すること。
  - ④業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (6) 受託者が上記(5)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 10 守秘義務

受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、契約期間中、または契約条件終了後を問わず、三重県の了解なく第三者に漏らしてはなりません。

## 11 情報セキュリティに関する措置情報セキュリティに関する措置

- (1) 受託者は業務の履行に関するすべての行政情報について、適切な流出防止対策をとってください。
- (2) 行政情報の取り扱いについては、関連法令を遵守するほか、三重県の指示する事項を遵守してください。
- (3) 受託者は、電子納品時のみならず、業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出してください。  
また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)してください。
- (4) 業務遂行上において、コンピュータウィルスに感染する等のセキュリティに関連する緊急事態が発生した場合については、対応内容を明確にした資料を、速やかに三重県へ提出してください。